

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（308）」
2. 日時：平成29年8月30日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川保安規定係長、義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他10名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力運営 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 担当

## 5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 大津波警報発報時に必要な要員が、緊急時対策所へ入域する際の考え方について、津波到達の時間等を踏まえて説明すること。
- 原子炉建の屋外から屋内へアクセスする「徒歩ルート」の位置づけを整理して提示すること。
- 設置許可基準第8条において内部火災の対策として設置する防火壁の位置及び原子炉建屋西側入り口周辺の通路幅を踏まえて、屋内アクセスルートの確保に影響がないとする根拠を整理して提示すること。
- 屋内アクセスルートについて、確保する通路幅の基本的な考え方を整理して提示すること。

- チェンジングエリア周辺のアクセスルートについて、十分な通路幅を確保できるとする根拠を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について